

農地法第4条届出書に添付する書類一覧表

太子町農業委員会事務局

番号	添 付 書 類	留 意 点
1	土地の登記事項証明書 (全部事項証明、登記官の証明印がある原本に限る。) ※インターネット登記情報提供サービス等で登記内容を印刷したものは不可。	① 申請土地の字名、地番、地目、面積等 ② 所有権の確認 (相続登記が未了の場合) ・ 相続登記終了後申請(原則)、相続人全員による共同申請又は特定人(単独)申請 ・ 被相続人の除籍謄本を追加添付 ・ 相続を証する書面(遺産分割協議書等)を追加添付 ③ 申請土地の取得年月日及び原因の確認
2	委任状	代理申請を行う場合
3	地籍図又は字限図	申請土地及びその付近の地番、地目、土地所有者及び耕作者を明示すること
4	位置図	申請土地の位置を明示した図面(1/50,000～1/10,000程度)
5	見取図(住宅地図)	申請土地の周辺の市街化及び営農の状況を明示すること
6	同意書 (町HPに様式有)	① 集落・水利関係(水利代表・農区長、及び自治会長) ② 隣接農地所有者及び耕作者 ※字限図上で線や点で接している農地等がある場合 ③ 生活環境等に影響を受ける者 ※ 転用した場合、付近の農業や生活に影響を及ぼすおそれがある場合
7	〈提出可能な場合〉 事業計画図 (届出書記載事項の転用の目的に係る事業又は施設の概要の別紙)	① 以下について明示すること ・ 建築物(平面図等) ・ 進入路 ・ 用排水施設 ・ 届出地の利用計画 ② 露天資材置場の場合、何をどこに置くかを明示すること ※ できるだけ詳細に記入すること ③ 露天駐車場の場合は、駐車区画を明示すること ※ 転用面積に合わせた区画数であること

以下は必要に応じて添付。		
8	解約等の許可があったことを証する書面	届出地に利用権等（小作権等）が設定されている場合
9	開発許可を受けたことを証する書面又は開発許可の手続き中であることを証する書面	都市計画法の規定による開発行為を行う必要がある場合
10	住民票又は戸籍の附表	土地登記事項証明書に記載されている住所と届出人の住所が異なる場合
11	〈一部転用の場合〉 転用箇所及び転用面積が明確に分かる書面（求積図等）	次の点を確認する ① 転用箇所が明確に分かること ② 転用面積が明確に分かること
12	〈一時転用の場合〉 農地復元の確認書（時期を明示）	次の点を確認する ① 農地復元の時期が明確に分かること
13	〈土地改良区内農地の場合〉 農地転用に関する意見書	土地改良区内にある農地を転用する場合 ※土地改良区が発行
14	その他参考となるべき書類	太子町農業委員会が必要と認めて提出を求めたもの

<注意事項>

※添付書類（土地の登記事項証明書や字限図等）の有効期限は、原則発行後3ヵ月以内となります。

※添付書類は原則原本又は原本証明されたものに限りません。